

せんだい 川内原発を止める！ - せんだい 川内原発行政訴訟 - に集う人びと

九電本店前のテント村の村長であり、私たち「原発なくす蔵」の共同世話人の一人である青柳行信さんは、いくつかの裁判に関わっている。その一つが、いわゆる「川内原発行政訴訟」であり、先日、第3回口頭弁論が福岡地裁で行われた。

青柳さん曰く「この裁判は1本の電話から始まった」と。

2016年4月、青柳さんのもとに河合弘之弁護士から電話が入った。「川内原発を止めませんか」と、それは行政訴訟の原告になってほしいとの要請の電話であった。

福島第一原発事故の起こった2011年以来テント村の村長を自負する青柳さんは、即座に承諾し、原告集めに奔走した。原告は九州在住者を中心に総勢33人。弁護団も河合弘之弁護士、海渡雄一弁護士といった首都圏の弁護士に、鹿児島島の白鳥努弁護士、福岡の後藤富和弁護士ら錚錚たる顔ぶれで総計12人。被告は、原子力規制委員会を管轄する国。2016年6月より裁判は始まった。8月には、九州電力も被告側に参加することとなり、現在の被告は国と九電である。

争点となっているのは、次のような内容である。

川内原発が火山活動の活発なところに立地しているにも関わらず、原子力規制委員会は原子炉の設置変更を許可した。規制委員会が審査に用いた火山ガイドの定め、それに基づく審査は「不合理」な点があり「違法」であるから、川内原発1号炉・2号炉の設置変更許可を取り消すべきだと。

詳細は、「原発なくす蔵」の【裁判・訴訟関連】のリンク先にある「脱原発弁護団全国連絡会」のホームページで確認してほしい。HP内の写真ニュースに「川内原発行政訴訟（設置変更許可処分取消訴訟）提訴へ」があり、そこに訴状などが掲載されている。

【九州沖縄】のリンク先にある「さよなら原発！福岡」には、今回の第3回口頭弁論で原告弁護団が提出した資料も掲載されている。

裁判には、原告側として多くの傍聴人が参加し、裁判前後には集会を裁判所近くで毎回行っている。第3回口頭弁論を傍聴した栗山次郎さんの「傍聴記」もあわせて読んでほしい。

(文責 片山純子)

◆訴訟の経緯◆

2016年

6月10日(金) 訴状提出

8月10日(水) 第1回口頭弁論

11月16日(水) 第2回口頭弁論

2017年

2月8日(水) 第3回口頭弁論

☆次回は、5月10日(水)に第4回口頭弁論が開催されることになっています。☆

第3回口頭弁論 傍聴記

(文責 栗山次郎)

2017年2月8日(水)11時から福岡地方裁判所301号大法廷で「川内原発設置変更許可処分取消訴訟」(川内行訴)の第3回目の裁判がありました。10時半から裁判所の門の前で集会がありました。それほど冷たい風は吹いていなかったのを助かりました。弁護士さんが方針の一部を説明し、熊本からいらっしゃった原告の方が決意表明をしました。10時45分頃、持ち物検査を通して入廷します。原告側は原告、弁護士、傍聴人の総計は60人くらいではなかったかと思えます。

開廷すると最初の7分ほどは、裁判長から被告(国と九電)側弁護士へ資料や方針について質問し、被告側弁護士が説明をしました。どうも、九電が火山活動以外の論点を述べた文書を提出していたようで、裁判長から違うだろうといった話があったらしく、九電側の弁護士が文書を取り下げ、補充の文書を次回までに提出しますといったやりとりがありました。

その後3分ほどは、同じく裁判長から原告側弁護士へ資料(準備書面)のうち伊方原発最高裁判決についての記述について誤解があるのではないかという指摘があり、原告側弁護士が説明をしました。このように裁判長からの指摘と説明などで約10分かかり、その後、約35分の裁判に入りました。

まず、中野宏典弁護士が「司法審査の在り方」について述べました。その要点を個人的なメモから書き抜いてみます。

- 具体的な審査基準は、新規制基準に合致していない。
- 火山活動・地震予測は困難と主張している専門家の名前を次々に挙げる。
→それを聞いていた私は、「地震予測は可能と主張する専門家は、探すのは苦労するくらい少ないのだナ～」と思いました。ともあれ弁護士さんの陳述の眼目は、旧来の科学観から脱却した判断を求めているようでした。
- 認可は適法であっても、安全を損なうおそれがある場合は防護措置が必要な旨の規定がある。それを考えると、適法かどうかの判断には一段と厳しいチェックが必要である。
- 疑わしい場合は安全のための措置を講じなければならないのではないか。 etc.

次いで、甬守一樹弁護士が「火山ガイドの不合理性」について述べました。同じくメモから書き抜いてみます。

- 噴火規模の推定はどのようにするのが不明である。
- 「過去最大の噴火規模を考慮しない」という判断は、どのようなケースでなされるのが不明である。
- 「火砕流が到達する可能性が小さい」という判断の基準が不明である。

このように火山ガイドに合理性が欠けているのに国や九電はなぜ安全と判断できるのか、安全という判断は納得できない。

このような陳述の中で、中野弁護士は、市民が求めている原発についての判断とはどう

いうものでなければならぬかを詳しく述べ、この裁判で求められている裁判所の判断についての確に指摘しました。一方、甫守弁護士は「川内原発の再稼働 OK の判断」が越えたことになっている火山ガイドの不安定性、不合理性を正面から取り上げ、再稼働承認は過ちである立論を力強く展開しました。

その後、次回の日程等など事務的な折衝があり、11時50分ごろ閉廷しました。

12時過ぎから5名の弁護士さんも加わって報告集会が開かれました。

国と九電側の作戦や対応、この日の裁判で注目しなければならない点、川内原発は火山ガイドのハードルを越えたと判断したことの意味と問題点をぎりぎりまで問う旨の決意などを聞くことができました。

フロアからは、今国会で審議されている共謀罪についての質問があり、渡海雄一弁護士が詳しく解説してくださいました。

また、河合弘之弁護士からは、監督として制作に関わっている映画『日本と再生』の制作意図の説明があり、上映会をどんどん開催してもらいたい旨の要望もありました。

……とすべて判ったように書いていますが、45分間の開廷中にはっきりと聞こえたのは半分か3分の1くらいでした。特に裁判長と九電側の弁護士との対応はほとんど聞こえませんでした。何しろ声が小さいのです。裁判官と原告・被告が小さな部屋で討論するときには小さい声でも十分でしょうが、法廷で、30名も40名も傍聴人のいる大法廷では、裁判官・原告・被告の三者とも傍聴人にはっきりと聞こえるように議事を進めてもらいたいし、主張を述べてもらいたいと思いました。私の個人的な評価を申し上げれば、被告側弁護士と裁判官との対応は5点、中野弁護士と甫守弁護士の弁論はそれぞれ50点、70点です。これは釈明や陳述の内容についての評価ではなく、はっきりと聞こえたかどうかの評価です。誤解されませんように！

それぞれの目の前にはマイクが立っているのですから、裁判官・原告・被告の三者ともマイクを活用して多くの人に聞こえるように、今少しエネルギーを割いてもらいたい。このことは今までも色々な方がおっしゃっていますが、繰り返し要望しておきたいと思いません。

最後に、以上の内容は私が把握した範囲内での報告です。正確な陳述内容や説明については、別途正式な発表などをご確認ください。